

1. 令和3年発生災害の概要について
2. 新たな制度等のお知らせ
○主な運用や連絡事項等について
3. 災害復旧事業の制度
4. 災害復旧の主な流れと申請前の留意点
5. 災害査定の留意点
6. 災害査定のチェックポイント
○道路災、河川災、応急工事について
7. **災害採択後の被災について(事例研究)**
8. その他

災害採択後の被災について

近年、気候変動の影響により連続的に災害が発生する地域が増えており、災害採択されるも、当年や翌年等に再度の公共施設被害を受ける**増破**や工事竣工後1か年以内に被災をうける**未満災**が多く見られる傾向にある。

こうした増破や未満災とならないための注意事項と災害申請における留意点についてとりまとめた。

令和3年 増破等災害(内未成・内転属)の件数 **101件**

◆ R3内未成件数 99件

◆ R3内転属件数 2件

● 河川・砂防災害件数 . . . 79件 (河63 砂16)

● 道路災害件数 21件

● 海岸災害件数 1件

令和3年 未満災の件数

◆ R3未満災 **32件**

● 河川・砂防災害件数 19件

● 道路災害件数 12件

● 下水道件数 1件

増破防止の必要性

連続した豪雨に見舞われ、災害件数が増加し、地域の様々な事情や条件により、災害復旧工事発注の遅れが多数みられる。

**被災状況のまま、放置しておくことは、管理者として責務放棄
＜特に台風期(出水期)の放置は論外＞**

- ◆ 特に、社会的影響が大きい(背後地の状況等)箇所については、次期災害を想定し、災害現場状況に応じた「増破防止」の対応を行うことが必要不可欠。
- ◆ 諸事情により契約行為及び工事の着工が遅れる場合には、次期災害を想定し、災害現場状況に応じた「増破防止」の対応を行うことは、管理者としての務め。
 - ★ 一刻も早い復旧・復興を願う地域住民等にとっても重要
 - ★ 再度被災となった場合の財政負担の増となる(国民負担の増)
 - ★ 安全対策も重要だが増破対策も重要

適切な「増破防止対策」がなされない場合、「著しく維持管理の義務を怠ったこと」(法第6条・1)とみなされ、増破による再申請が認められない場合がある。

増破等災害の特徴

- 諸事情により契約等の遅れにもかかわらず、増破防止していない。
- 複数工区にて優先順位を決めて施工しており、未施工の工区となる箇所について、増破防止をしていない。
- 出水期間中に施工し、増破している。
- 増破防止しているものの対応不足によるもの。
- 復旧工法の設計ミスと思われるもの。
- 部分完成後の増破対応の不備によるもの

増破等災害箇所の契約状況

契約手続き前12件	データ件数99件
契約手続き中9件	
契約後(施工中)78件	
	{ <ul style="list-style-type: none"> ・内、工事調整中案件.....47件 ・内、検査直前案件.....1件 ・内、出水期間中の施工案件.. 30件 	
増破対応をしていた26件	
対応していなかった73件	

＜河川護岸の増破や再被災の主な理由＞

- ◆ 予想し得ない事象(地滑り発生)により、増破やと再被災
- ◆ 取水期施工中、仮締切が流され、増破や再被災
- ◆ 前災工事検査直前の豪雨により、増破や再被災
- ◆ 前災査定決定直後の豪雨により、増破と再被災(内転)
- ◆ 複数工区中、未施工区間の工区にて、増破や再被災
- ◆ 工事調整等により出水期施工となり、増破や再被災
- ◆ 応急工事を行っていたが、別の隣接箇所で、新たな増破
- ◆ 非出水期を待つて、契約進めていたところ、増破や再被災
- ◆ 過去の災害復旧を優先し、契約待機していたところ、増破や再被災
- ◆ 増破防止の対応に不足があり、増破や再被災
- ◆ 申請復旧工法(設計)のミスによる再被災

＜道路法面等の増破や再被災の主な理由＞

- ◆ 調整等により履行が遅れ台風期施工となり、被害拡大
- ◆ 増破防止(排水処理)の対応に不足があり、被害拡大
- ◆ 前災隣接する箇所で、新たな小規模崩壊により、被害拡大
- ◆ 擁壁護岸完成後の埋め戻しの不足による、増破や再被災
- ◆ 過去の災害復旧を優先し、契約待機していたところ、増破や再被災
- ◆ 複数工区中、未施工区間の工区にて、増破や再被災
- ◆ 申請復旧工法(設計)のミスによる再被災

増破防止の対応

増破防止のためのチェックポイント

- 諸事情により契約等が遅れ、出水期をまたぐ場合に増破対応は出来ているか。
- 複数工区において未施工や施工が出水期をまたぐ場合に増破対応は出来ているか。
 - ⇒背後地の状況等(社会的影響)を勘案しつつ、必要な対応が必要。
 - ⇒複数年にわたり、被災時のまま放置は、管理者としての責務放棄である。
- 止むを得ず、出水期施工する場合は、増破対応出来ているか。
 - ⇒下記参照
- 応急(本or仮)工事とは別に、弱体部となる箇所の増破対応は出来ているか。
- 部分完成箇所において次期出水等の対応は出来ているか。
 - ⇒河川等護岸基礎部における埋戻しや道路排水処理等、現場進捗状況に応じた柔軟な施工中の対応(現場管理費の一環として対応出来る場合もある)が必要。
- 復旧工法において、当初設計と現場に乖離はないか。
 - ⇒基礎地盤線が、当初計画と現地が違ってないかなど、現場状況確認が必要。
(場合によっては、災害復旧において設計変更の対応できる)

施工中における増破対応

- 契約後は、受注業者と出水期対応について密な協議が必要。
- 工事施工計画の確認 (特に出水期間中の作業内容)
 - 仮設(仮締切など高さ確認)
 - もしもの備え(水防資材の確保、作業員の安全確保)
 - 復旧区間前後の「増破防止対策」
 - 完了区間の「手戻り対策」

災害工事に係わらず工事受注者への周知・指導が必要！

河川における増破防止の例

県単費による決壊防止の設置



背面に仮設排水路の設置



護岸前面に現地採取の寄石



前後護岸と同等の決壊防止対応(土嚢積みのほか、ブルーシートによる侵食・浸透防止)

